被審人を罰しない。

玾 由

一 被審人は、日本航空客室乗務員組合(以下、客乗組合という。)の申立にかかる東京都労働委員会昭和五二年不第四三号事件について、その被申立人として、右都労委から昭和五三年五月二三日、「一被申立人(被審人)は、管理職をして申立 人客乗組合所属の組合員に対し、脱退工作をなさしめ、もつて申立人組合の組織運営に介入してはならない。二、三省略」との命令を受けたが、被審人は右命令の交 付を受けた昭和五三年五月三〇日から一五日以内に中央労働委員会に再審査の申立 をせず、また三〇日以内に右命令の取消しの訴を提起しなかつたので右命令は確定 した。

しかるに都労委は、被審人に右命令主文第一項(以下、本件命令という。)不 履行の事実があるとして、昭和五四年一〇月一九日、当裁判所に対し労働組合法二七条九項に基づいて通知をなし、当裁判所は同日、これを受領した。

そこで右不履行の事実の有無について検討するに一件記録によると次の事実が 認められる。

客乗組合所属の組合員であつたa(以下、aという。)は昭和四九年四月一日に 被審人会社(以下、会社という。)に入社し、本件当時はアシスタント・パーサーの地位にあつた者であるが、昭和五四年五月二三日、医師の診察により妊娠ーか月 半、しかも切迫流産の段階にあることが判明したため、上司である管理職のbチー フ・パーサー(以下、bという。)に電話により連絡した。

ところで、会社の客室乗務員規定には「職種に係わりなく、第一子妊娠により資 格を喪失する。」旨規定されており、また会社と客乗組合との「女子客室乗務員の 資格喪失に関する覚書」によると「パーサーの場合は第一子妊娠により資格を喪失 する。」とされており、aにおいてもかねてより、私的な事情から早晩、会社を退 職することを考慮していこともあり、同人はこの機会に退職を決意したが、昭和五四年度の夏期一時金の支給を受けてから退職したいとの希望を有していたため、右 -時金の支給期間との関係で退職時期をいつにするかの点につき、bと電話により 種々交渉するに至つた。

結局、同年五月二九日に至り、bはaに対し電話で「aは同年六月二〇日付で退 職ということになつた。現在のところ、夏期一時金の支給日は六月一五日の見込だ が、客乗組合との交渉が長びき収拾が遅れると、二〇日付退職では一時金は貰えないかもしれない。確実に貰える方法としては宙ぶらりん(どの組合にも所属しない状態のこと)になる手がある。」旨のことを述べた(なお、会社と客乗組合との「昭和五二、三年夏期手当に関する協定」によると、従来、客乗組合所属者で夏期

一時金支給の対象となるのは、「対象期間に所定の職員として在籍し、かつ支払日 現在所定職員として在籍する組合員」とされており、したがつて組合に所属しない 状態になれば、会社指定の支給日に一時金を支給されることになり、本件において aが「宙ぶらりん」になれば二〇日付で退職しても一時金を貰える可能性が大きい 状態であつたことが認められる。)

その後、aは結局流産するに至つたが、会社と交渉のうえ七月末日付で退職することとし、所定の一時金の支給を受けたうえ、同日付で退職した。

以上のとおり認められる。

四 そこで、bのaに対するかような対応が本件命令の不履行であり、客乗組合の 組織、運営に対する介入としての右組合員に対する脱退勧しように該当するかどう かを検討する。

1 まず、aとbとの具体的な交渉経緯をみるに、一件記録中のaの陳述書によると、同人は以下のように陳述していることが認められる。 aは切迫流産の事実が判明したため、同年五月二四日、スケジューラーに連絡した後、bに電話連絡して二週間の欠勤を申し出たところ、bから「妊娠がわかつた時点で失格だから、五月三一日付で退職になるだろう」旨言われた。 aは同日入院したが、翌二五日、bに電話したところ、bは「六月三〇日付退職」

ではどうか。そうすればボーナスも貰える。」旨述べたので、aは私的事情により 早晩、会社を退職しようと思つていたところでもあつたので、ボーナスを貰つて退職できるならそれで良いと思い「そうして下さい。」と答えた。 ところが、五月二九日に至り、bからの連絡で同人に電話したところ、同人から「欠勤、有給休暇等の関係で六月二〇日付で退職して貰うことになつた」旨言われ、さらに夏期一時金支給に関して前記のとおり「宙ぶらりん云々」のことを言われたが、aは「その意思がない」旨答えた。

以上の陳述に対し、bの報告書によると、同人はaとの交渉経緯について次のように述べていることが認められる。

五月二五日の電話によるやりとりでは「五月三一日付で退職云々」の発言はしておらず、「妊娠が確認された時点で乗務員としての資格は喪失する。」旨述べたところ、aは「もともと七月末で退職を考えていたが、そういうことであれば六月末ぐらいで退職させて貰いたい。」と退職の意思表示をしたが、bは「退職日がいつになるかは残存年休日数を考慮せねばならないので調べておく。」旨答えた。

五月二五日の電話については、退職日を六月三〇日付とする旨の話はしておらず、aから「六月一杯の退職にして貰いたい」旨懇願され、bはその理由は一時金を受領してから辞めたい意向であることが推察できたが、「希望だけで退職日とうとがよるわけではない」旨述べた。その後、bがaの残存年休日数を調べたと残一一日が退職日になる(五月二四日から残中休日数を全て消化すると六月八日となり、これに六月の八日間に月間保障休日の日を比例配分すると三日が与えられるから、結局六月一一日が退職日となる。しかし、aの意向に沿い、同人ができるだけ一時金の支に、五月二四日からるとした。)の間に対い、五月二九日から残存年休日を消化すれば六月一三日となる。これは中途半端であるので切り上げて六月二〇日を退職日とした。)。

右措置を伝えるため、病院に伝言してaに電話させ、六月二〇日付退職の旨を伝えたが、aが「何とか六月末までにならないか」と言うので一時金を確実に支給される方法として「宙ぶらりん云々」の話をした。

以上のとおり認められる。

2 そこで、bの陳述に基づいて本件命令不履行の有無を考えるに、bの「宙ぶらりん云々」の発言は、aの退職日につき、せいぜい便宜を図つても六月二〇日に設定せざるを得ないことから(一件記録によると、従来の夏期一時金支給の実状は、会社指定日が六月一五日前後であり、客乗組合所属組合員への支払日は六月末頃であつたことが認められる。)、aが一時金の支給を受け得るかどうかの話の推移により、bが一時金の支給を確実に受け得る手段として話したものにすぎず(もつとより、bが一時金の支給を確実に受け得る手段として話したものにすぎず(もつとも、かような発言は誤解を招き易いものであり、管理者として軽率の謗りは免れないであろうが)、これをもつて客乗組合の組織、運営に対する介入としての組合脱退勧しよう行為であると認めるには足りない。

これを客観的にみても、a自身の希望によるも六月末で退職することになつている(したがつて、その時点で客乗組合の組合員たる資格も喪失することになると考えられる)のであり、かような者に対して一時金支給を確実にする手段として、い

ずれの組合からも離れることを示唆したとしても、それによつて客乗組合の組織、運営に影響を及ぼし得るとは考え難い。

着局、いずれにしても一件記録上からは、bのaに対する前記対応をもつて、客乗組合の組織、運営に対する介入行為たる組合脱退勧しよう行為であり、本件命令の不履行に該当するとは認めるに足りないことに帰する。

五 以上のとおりであり、本件においては被審人に本件命令不履行の事実を認める ことができないから、被審人を罰しないこととし、主文のとおり決定する。

(裁判官 赤西芳文)

[参考資料]

命令書

都労委昭和五二年(不)第四三号昭和五三年五月二三日 命令

申立人 日本航空客室乗務員組合 被申立人 日本航空株式会社

主 文

一、被申立人日本航空株式会社は、管理職をして、申立人日本航空客室乗務員組合 所属の組合員に対し、脱退工作をなさしめ、もつて申立人組合の組織運営に介入し てはならない。

二、被申立人会社は、本命令書受領の日から一週間以内に、左記の文書を申立人組合に交付しなければならない。

記

昭和 年 日 日

日本航空客室乗務員組合

執行委員長 c殿

日本航空株式会社

代表取締役 d

当社管理職が貴組合員に対して貴組合からの脱退を工作したことは、不当労働行為であること、東京都地方労働委員会で認定されました。今後管理職に対して同種の行為をくり返さないよう指導いたします。この文書は、同地方労働委員会の命令により交付するものです。

(注、年月日は交付の日を記載すること)

三、その余の申立てを棄却する。

理 由

第一 認定した事実

一 当事者等

(1) 申立人日本航空客室乗務員組合(以下「組合」という。)は、被申立人会社に雇用されている客室乗務員約二、四五〇名(本件申立て当時)が組織する労働

組合である。

- (2) 被申立人日本航空株式会社(以下「会社」という。)は、肩書地に本社を 従業員約二万名を雇用して国際路線および国内幹線における定期航空運送事 業を主たる目的とする会社である。
- なお、会社の客室乗務員で組合に所属しない約一、〇〇〇名(本件申立て 当時)は、全日本航空労働組合客室乗務員支部(以下「全労」という。)を組織し ている。
- 社に雇用され、国内客室乗務員室第二課Lグループに所属していたが、乗務中に罹 患した腰痛のため、昭和五一年一〇月五日から昭和五二年一月末日まで、公傷欠勤 の扱いを受け、会社の診療所に通院加療していた。
- 昭和五一年一一月一九日正午過ぎ、eの上司であるf先任チーフパーサ (管理職、以下「先任」という。)は、腰痛の件で話がしたいとして同人を呼び出して昼食に誘い、同先任の車で芝のプリンスホテルへ向つた。同先任は、車中で e に対し「今日はもう一つの話がある。組合の件だよ。実は g 課長から君の組合に関する意見を聞いてほしいといわれてきたんだ」と述べ、プリンスホテルで食事中、 さらに「会社の利益を考えないでストばかりやつている客乗組合のことをどう思う か」「君が全労に入るということは、ぼく達に誠意を示すということだ。もしそう であれば腰痛に関することは絶対に責任をもつよ」といい、eの「考えてみます」 との返事に対し、「考えるつもりなら脱退届にサインしてもらいたい」「一度脱退 届を書いてもいつでも破れるから大丈夫だ。二、三か月保留しておくこともできるから。君の指示がない限り、脱退届を客乗組合に届けることはしない」と述べた。 帰りの車中で、同先任は、鞄から全労作成の脱退届用紙(同用紙左片は組合への提 出用、右片は控として全労への提出用)を取り出し、eをしてこれに署名捺印させ、これを自ら預かつた。引続いて同先任は、eをg第二課長のもとにつれていき、同課長に「eさんのことは頼みます」と述べ、同課長は「うん、わかつてい
- る」と答えた。その後、上記脱退届がeの指示のないまま組合に提出された。 一二月二九日、eは、組合のh執行委員(腰痛対策担当)から、脱退届が出ている旨の電話を受けたので、昭和五二年一月一〇日、f先任に電話をし、自分の指示なしに脱退届を提出したことを詰問した。そこで同月二〇日、g課長とf先任はeを呼び出し、g課長がeに対し、脱退届の件についてまだ組合に話してなければ、登郷を託さないとる体質した。のあた。は暗退の音思表示を拗回したが、形式 詳細を話さないよう依頼した。このあと、eは脱退の意思表示を撤回したが、形式 上は組合への再加入の手続がとられた。
- 昭和五二年一月三一日、eは、一か月四〇時間の制限乗務(通常は、五〇 (3) 時間強)可能との会社産業医の診断書を会社に提出して、二月からの乗務を求め た。そこで、会社は同月一一日までは上記制限にさらに一乗務ニレツグ(一回の離着陸をあわせてーレツグという。)以内の制限を加えて、同人を乗務させた。しかし、同月一二日に三レツグの乗務につかせたところ、同人は、三レツグにはまだ耐えられないとして、同月一五日「四〇時間、ニレツグ以下の便にて配慮願いたい」(期間一か月) (期間一か月)」との診断書を g 課長に提出し同措置を求めた。これに対し同課長 は、「そんなに制限をつけて飛ぶのでは業務上も困るし、休んで治した方がよいのではないか」と述べ、その場で産業医に問い合わせた結果、二月中はニレツグ以下にすることを認め、三月については二月末にeと会つて決めたいと述べた。二月二五日ごろ配られた三月のスケジュールでは、eについてニレツグの制限がついているかられる。 なかつたので、組合のi執行委員が会社と折衝し、同人の乗務にニレツグの制限が 付された。

判断

- 組合は、 (ア) f 先任が g 課長の意を受けて、組合員 e に対し組合を脱退して 全労に加入しなければ、腰痛の治療に不便があると述べて、脱退届に署名捺印させ、かつ(イ)同人が脱退届を撤回した以後は、その報復として乗務制限に関する医師の診断書を無視した乗務をさせようとしたもので、本件脱退工作は、会社の従前からの組合攻撃に一例を追加するものであると主張し、会社は、(ア) f 先任が eの自発的な署名捺印による脱退届を預かつて投函したものにすぎず、また(イ) 制限乗務については、前例をみないような制限付で乗務するくらいなら、むしろ治 療に専念した方が良いのではないかと本人に再考を促したものであり、いずれも支 配介入に該当するものではないと主張する。
- (1) ①会社が、昭和五〇年五月二七日全労支部結成以来、全労の育成、申立

②会社は、この件については既に会社から組合に対し文書をもつて労働組合法第七条に抵触する疑いが極めて強いことを認めて、遺憾の意を表し、以後同様の行為が発生せぬよう文書をもつて管理職に徹底させているから救済の必要がないとも主張する。

しかし、会社は、上記脱退届は e が自発的に署名捺印したもので、 f 先任が同人の依頼によりこれを預かり、投函したものであるとの立場に固執し、ただこのことを不当労働行為と疑われ易い行為であつたとして遺憾の意を表しているにすぎないから、会社の管理職が同人に脱退届を書かせたと認められる本件の救済としては会社の上記措置だけでは不十分であること明らかである。

(2) eのニレツグ以内の制限乗務の申出に対する。課長の発言は、当時腰痛症の不完全治療、再発を招く惧れのある制限乗務は廃止することを検討していた会社を招く惧れのある制限乗務は廃止することを検討していた会社を記される。そして、同課長は、産業医よりeの場合、同人が望む制限付乗務を認めた方がむしろ治療上賢明ではないかとの意見を聞いるみではニレツグ制限を認めたが、三月のスケジュールはすでに四〇時間制限のみではこれでいたから、二月末日の様子をみて改めて考えたいとの措置をとり、結果の的でより、本語で関係を含せようとしたとは認められない。もつともeの申出に対する。またの代表を含せようとしたとは認められない。ものとものともは認められない。ものとおり、会社にその報復と受け取ったのも無理からぬものと考えられるが、上述のとおり、会社にそのな意図があったとは認められない。第三法律上の根拠

以上の次第であるから、eに対する脱退工作は、労働組合法第七条第三号に該当するが、制限乗務の件は、同条に該当しない。

なお、組合は、いわゆるポスト・ノーティスおよび社内報への掲載をも求めているが、本件の救済としては、主文のとおりをもつて足りるものと考える。

よって、労働組合法第二七条および労働委員会規則第四三条を適用して主文のと おり命令する。